

## 後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療保険料率が令和2年度から下記のとおりに変わります。

**均等割額** 46,000円 (6,500円増)

**所得割率** 8.50% (0.50%増)

(参考)  
平成30・令和元年度

均等割額39,500円

所得割率8.00%

### 個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額  
(100円未満切捨て)  
※賦課限度額 64万円

=

均等割額  
被保険者一人当たり  
46,000円

+

所得割額  
(賦課のもととなる金額)  
× 8.50%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

#### ● 賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が **62万円** から **64万円** (2万円増) に変更となりました。

### 令和2年度の保険料軽減措置について

#### 1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 33万円以下の世帯（②を除く）	7.75割	10,350円
② 33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合に限る）	7割	13,800円
③ 33万円 + 「28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
④ 33万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

#### 【お問い合わせ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 電話 029-309-1213  
○保険料の納付について 国保年金課 電話 0297-58-2111 内線 4407